

佐賀大学シンクロトロン光応用研究センター長及び副センター長選考規程

(平成18年3月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)第33条第3項及び佐賀大学シンクロトロン光応用研究センター規則(平成16年4月1日制定)第8条の規定に基づき、佐賀大学シンクロトロン光応用研究センター(以下「センター」という。)におけるセンター長及び副センター長の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 センター長及び副センター長の選考は、佐賀大学シンクロトロン光応用研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議に基づき、学長が行う。

(センター長候補者の選定)

第3条 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、センター長候補者を選定する。

(1)センター長の任期が満了するとき。

(2)センター長が辞任を申し出たとき。

(3)センター長が欠員となったとき。

2 センター長候補者の選定は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の1月前までに行い、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その事由が生じたときから原則として1月以内に行う。

3 運営委員会は、センター長候補者を選定する必要があるときは、医学部、理工学部、農学部及びセンターに適任者の推薦を依頼する。

4 医学部、理工学部、農学部及びセンターは、適任者を選出の上、書面により運営委員会に推薦する。適任者がいない場合は、その旨運営委員会に通知する。

5 運営委員会は、前項の推薦に基づき、センター長候補者を選定する。

6 センター長候補者の選定は、運営委員会出席者の単記無記名投票により行い、有効投票数の過半数を得た者をセンター長候補者とする。過半数を得た者がいないときは、上位の投票者2人(得票同数の者がある場合は、2人を超えてもこれに加える。)について2回目の投票を行い、得票多数の者をセンター長候補者とする。ただし、得票多数の者の得票が同数であるときは、1回目の投票における得票多数の者をセンター長候補者とし、1回目の投票における得票が同数であるときは、年長者をセンター長候補者とする。

(副センター長候補者の選定)

第4条 副センター長候補者の選定は、センター長の推薦に基づき、運営委員会で選定する。

(選考経過の報告)

第5条 センター長は、運営委員会においてセンター長候補者又は副センター長候補者を選定したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、センター長及び副センター長の選考に関し、疑義が生じたときは、運営委員会が処理する。

附 則

- 1 この規程は，平成 1 8 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際，佐賀大学シンクロトロン光応用研究センター教員等候補者選考内規（平成 1 6 年 7 月 1 日制定）に基づき選考された者は，この規程に基づき選考されたものとみなす。
- 3 佐賀大学シンクロトロン光応用研究センター教員等候補者選考内規は，廃止する。